

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
居宅介護 54件	1	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。	6	
	2	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	5	
	3	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	4	
	4	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	3	
	5	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施していない。	3	
	6	運営	居宅介護計画を作成していない期間がある。	3	
	7	運営	居宅介護計画の実施状況の把握を行っていない。	3	
	8	運営	業務継続計画の研修及び訓練を定期的の実施していない。	2	
	9	運営	業務継続計画の訓練（感染症）を定期的の実施していない。	2	
	10	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	1	
	11	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。	2	
	12	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	2	
	13	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	2	
	14	運営	従業者の資質の向上のための研修の機会を確保していない。	1	
	15	運営	虐待の防止のための研修を定期的の実施していない。	1	
	16	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。	1	
	17	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施していない。	1	
	18	運営	居宅介護計画を作成していない。	1	
	19	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名を明らかにしていない。	1	
	20	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名及び従業者が提供するサービスの具体的内容を明らかにしていない。	1	
	21	運営	アセスメントを行ったことを確認できない。	1	
	22	運営	サービス提供責任者が変更になった旨を届け出していない。	1	
	23	報酬	居宅介護サービス費について、サービスを行っていない場合に算定している。	2	2
	24	報酬	情報公表未報告減算について、情報公表対象サービス等情報に係る報告を市に行っていない場合に、令和6年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月までの間、減算をしていない。	1	1
	25	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	1	1
	26	報酬	虐待防止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	1	1

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	27	報酬	特定事業所加算について、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催することに係る基準に適合していない場合に算定している。	1	1
	28	報酬	特定事業所加算について、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していない。	1	
重度訪問介護 30件	1	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。	4	
	2	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	2	
	3	運営	業務継続計画の研修及び訓練を定期的実施していない。	2	
	4	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名及びサービスの具体的内容を明らかにしていない。	2	
	5	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	2	
	6	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	1	
	7	運営	従業者の資質の向上のための研修の機会を確保していない。	1	
	8	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していない。	1	
	9	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	
	10	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	1	
	11	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。	1	
	12	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	13	運営	アセスメントを行ったことを確認できない。	1	
	14	運営	居宅介護計画の実施状況の把握を行っていない。	1	
	15	運営	提供したサービスの具体的内容（喀痰吸引・注入）を記録していない。	1	
	16	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名を明らかにしていない。	1	
	17	運営	居宅介護計画を作成していない。	1	
	18	運営	居宅介護計画作成後において、必要に応じた計画の変更を行っていない。	1	
	19	運営	医療に関する資格を有しない者が医行為（喀痰吸引）を行っている。	1	
	20	運営	サービス提供責任者が変更になった旨を届け出していない。	1	
	21	報酬	2人の重度訪問介護従業者による場合の重度訪問介護サービス費について、1人の従業者がサービスを行った場合に2人の所定単位数を算定している。	1	1
	22	報酬	情報公表未報告減算について、情報公表対象サービス等情報に係る報告を市に行っていない場合に、令和6年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月までの間、減算をしていない。	1	1
	23	報酬	移動介護加算について、外出時における移動中の介護の内容について重度訪問介護計画に位置付けていない。	1	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
同行援護 41件	1	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。	5	
	2	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していない。	3	
	3	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	2	
	4	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	2	
	5	運営	業務継続計画の研修及び訓練を定期的実施していない。	2	
	6	運営	業務継続計画の訓練（感染症）を定期的実施していない。	2	
	7	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。	2	
	8	運営	居宅介護計画を作成していない期間がある。	2	
	9	運営	居宅介護計画の実施状況の把握を行っていない。	2	
	10	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	1	
	11	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ていない。	1	
	12	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	
	13	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	1	
	14	運営	従業者の資質の向上のための研修の機会を確保していない。	1	
	15	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	1	
	16	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	1	
	17	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	
	18	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。	1	
	19	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	1	
	20	運営	アセスメントを行ったことを確認できない。	1	
	21	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名を明らかにしていない。	1	
	22	運営	居宅介護計画を作成していない。	1	
	23	運営	居宅介護計画の作成に当たり、担当する従業者の氏名及びサービスの具体的内容を明らかにしていない。	1	
	24	運営	居宅介護計画の作成に当たり、サービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしていない。	1	
	25	報酬	特定事業所加算について、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催することに係る基準に適合していない場合に算定している。	1	1
	26	報酬	特定事業所加算について、利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していない。	1	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	27	報酬	身体拘束廃止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	1	1
	28	報酬	虐待防止未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	1	1
生活介護 17件	1	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	4	
	2	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。	2	
	3	運営	恒常的に利用定員を超えてサービスの提供を行っている。	1	
	4	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施していない。	1	
	5	運営	提供したサービスの具体的内容を記録していない。	1	
	6	運営	個別支援計画の作成に係る初回の会議を開催していない。	1	
	7	運営	個別支援計画の内容について、文書により同意を得ていない。	1	
	8	報酬	食事提供体制加算について、個別支援計画に食事提供について記載していない。	2	
	9	報酬	個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に個別支援計画未作成減算をしていない。	1	1
	10	報酬	重度障害者支援加算（Ⅱ）について、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置がない期間がある。	1	1
	11	報酬	重度障害者支援加算（Ⅲ）について、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置がない期間がある。	1	1
	12	報酬	訪問支援特別加算について、個別支援計画に基づいて行っていない。	1	
共生型生活介護 17件	1	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	2	
	2	運営	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。	2	
	3	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	1	
	4	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	1	
	5	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	6	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	1	
	7	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施していない。	1	
	8	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施していない。	1	
	9	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。	1	
	10	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。	1	
	11	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。	1	
	12	運営	業務継続計画の研修及び訓練を定期的実施していない。	1	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	13	運営	業務継続計画の感染症の訓練及び非常災害時の研修・訓練を定期的の実施していない。	1	
	14	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立て事業所内に掲示していない。	1	
	15	報酬	人員配置体制加算（Ⅲ）について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
短期入所 8件	1	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。	2	
	2	運営	法定代理受領により市からサービスに係る介護給付費の支給を受けた際に、介護給付費の額を通知していない。	1	
	3	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	1	
	4	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	1	
	5	運営	非常災害に関する風水害の具体的計画を事業所内に掲示していない。	1	
	6	報酬	食事提供体制加算について、利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していない場合に算定している。	1	1
	7	報酬	特別重度支援加算（Ⅰ）について、対象者でない場合に算定している。	1	1
就労移行支援 4件	1	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	1	
	2	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。	1	
	3	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	1	
	4	報酬	欠席時対応加算について、相談援助の記録がない。	1	1
就労継続支援A型 7件	1	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	1	
	2	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	1	
	3	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	1	
	4	運営	個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得、及び交付していない。	1	
	5	運営	モニタリングの結果を記録していない。	1	
	6	報酬	個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に個別支援計画未作成減算をしていない。	1	1
	7	報酬	訪問支援特別加算について、個別支援計画等に基づいていない。	1	
就労継続支援B型 80件	1	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	9	
	2	運営	工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。	4	
	3	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	3	
	4	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。	3	
	5	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	2	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	6	運営	恒常的に利用定員を超えてサービスの提供を行っている。	2	
	7	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。	2	
	8	運営	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていない。	2	
	9	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	2	
	10	運営	個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得、及び交付していない。（確認できない。）	2	
	11	運営	事業所の従業員によってサービスを提供していない。	1	
	12	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	
	13	運営	法定代理受領により市からサービスに係る訓練等給付費の支給を受けた訓練等給付費の額を通知していない。	1	
	14	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	1	
	15	運営	サービス提供を行う場所に変更があった旨を届け出していない。	1	
	16	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	1	
	17	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的 に実施していない。	1	
	18	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立て事業所内に掲示していない。	1	
	19	運営	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を定期的 に実施していない。	1	
	20	運営	アセスメントに当たって面接をしていない。	1	
	21	運営	モニタリングを行ったことを確認できない。	1	
	22	運営	個別支援計画を作成していない期間がある。	1	
	23	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	1	
	24	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設 外就労を含めた個別支援計画を作成していない。	9	
	25	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設 外就労に当該事業所の職員を配置していない。	3	
	26	報酬	食事提供体制加算について、個別支援計画等に食事の提供を行うことにつ いて記載していない。	3	
	27	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援） について、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者 による通所により、訓練項目に対する達成度の評価等を行っていない。	2	
	28	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援） について、事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン 等のICT機器の活用により、評価等を1週間に付き1回行っていない。	2	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	29	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労の提供が運営規程に位置付けられていない。	2	
	30	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、施設外就労の実績記録書類を作成・保存していない。	2	
	31	報酬	個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に個別支援計画未作成減算をしていない。	2	2
	32	報酬	欠席時対応加算について、相談援助の記録がない。	2	2
	33	報酬	事業所等とは別の場所で行われる支援（在宅において利用する場合の支援）について、在宅利用者の支援に当たり、1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行っていることを確認できない。	1	
	34	報酬	就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、1日の利用者の数が利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合、100分の70を所定単位数に乘じて得た数を算定していない。	1	1
	35	報酬	医療連携体制加算（Ⅰ）について、看護を行っていない日に算定している。	1	1
	36	報酬	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）について、指定基準に掲げる人員を配置していない場合に算定している。	1	1
	37	報酬	社会生活支援特別加算について、専門的支援が組み込まれた計画の作成がなく、関係者との調整会議の開催等を行っていない場合に算定している。	1	
	38	報酬	食事提供体制加算について、利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していない場合に算定している。	1	1
	39	報酬	送迎加算（Ⅰ）について、事業所と病院との間の送迎（居宅等と事業所との間以外の送迎）を行っている場合に算定している。	1	1
	40	報酬	訪問支援特別加算について、1日間サービスの利用がなかった（連続した5日間でない）場合に算定している。	1	1
	41	報酬	訪問支援特別加算について、個別支援計画に基づいていない。	1	
就労定着支援 1件	1	報酬	支援構築体制未実施減算について、就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者に係る適切な引き継ぎの措置を講じていない場合に所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算していない。	1	1
自立生活援助 2件	1	運営	勤務の体制が明確でない（地域生活支援員の職種が明確でない）。	1	
	2	運営	個別支援計画の作成に当たり、アセスメントを行っていない。	1	
共同生活援助 39件	1	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。	4	
	2	運営	個別支援計画の作成に係る会議に利用者が同席していない。	3	
	3	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	2	
	4	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	2	
	5	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	2	
	6	運営	個別支援計画の作成に係る会議を開催したことを確認できない。意見を求めたことを確認できない。	2	
	7	運営	勤務表で世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制を明確にしていない。	1	
	8	運営	サービス提供者について、管理者の指揮命令下にある従業者であることを確認できない。	1	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	9	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	1	
	10	運営	支給決定障害者に負担させることが適当と認められないものの支払いを受領している。	1	
	11	運営	事業所の所在地及び平面図に変更があった旨を届け出ていない。	1	
	12	運営	災害の業務継続計画を策定していない。	1	
	13	運営	業務継続計画の非常災害時の研修・訓練を定期的実施していない。	1	
	14	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立て事業所内に掲示していない。	1	
	15	運営	提供したサービスの具体的内容を記録していない。	1	
	16	運営	モニタリングに当たり、利用者に面接したことを確認できない。	1	
	17	運営	個別支援計画について、文書により同意を得、及び交付した日がサービス提供開始日より遅れている。	1	
	18	報酬	夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、個別支援計画に位置付けていない。	3	
	19	報酬	日中サービス支援型共同生活援助サービス費Ⅲについて、体験利用する者への支給決定等の手続きを行っていない利用者に算定している。	1	1
	20	報酬	業務継続計画未策定減算について、基準に適合していない場合に、令和7年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで減算していない。	1	1
	21	報酬	個別支援計画未作成減算について、個別支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	22	報酬	日中支援加算（Ⅰ）について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
	23	報酬	夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、夜間支援、緊急時の対応等を行ったことを確認できない。	1	
	24	報酬	看護職員配置加算について、看護職員を常勤換算方法で1以上配置していない。	1	
	25	報酬	入院時支援特別加算について、個別支援計画に基づいていない。	1	
	26	報酬	入院時支援特別加算について、該当でない単位数を算定している。	1	1
	27	報酬	入院時支援特別加算について、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行っていない場合に算定している。	1	1
	28	報酬	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
障害者支援施設 3件	1	運営	工賃の平均額を利用者に通知していない。	1	
	2	報酬	施設外就労の提供が運営規程に位置付けられていない。	1	
	3	報酬	食事提供体制加算について、個別支援計画等に食事の提供を行うことについて記載していない。	1	
一般相談支援 20件	1	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していない。（確認できない。）	3	
	2	運営	従事者の資質の向上のための研修の機会を確保していない。	2	
	3	運営	業務継続計画を策定していない。	2	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	4	運営	業務継続計画についての研修及び訓練を定期的実施していない。	2	
	5	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	2	
	6	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。	2	
	7	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	2	
	8	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。	2	
	9	運営	契約内容等について、市に報告していない。	1	
	10	運営	業務継続計画の策定等について感染症の訓練を定期的実施していない。	1	
	11	運営	地域における生活に移行するための活動に関する支援について、利用者との対面により行うに当たり、概ね週に1回以上、行っていない。	1	
特定相談支援 54件	1	人員	相談支援専門員の員数の標準を満たしていない。	2	
	2	運営	アセスメントに当たり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。（確認できない。）	5	
	3	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していない。	4	
	4	運営	モニタリングに当たり、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接していない。（確認できない。）	4	
	5	運営	業務継続計画についての研修及び訓練を定期的実施していない。	3	
	6	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	3	
	7	運営	業務継続計画を策定していない。	2	
	8	運営	従事者の資質の向上のための研修の機会を確保していない。	2	
	9	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	
	10	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	2	
	11	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。	2	
	12	運営	秘密保持等について、あらかじめ文書により家族の同意を得ていない。	1	
	13	運営	事業所の所在地及び平面図について変更があった旨を届け出していない	1	
	14	運営	感染症の業務継続計画を策定していない。	1	
	15	運営	業務継続計画の感染症の訓練を定期的実施していない。	1	
	16	運営	サービス等利用計画案の内容について、説明し、文書により同意を得、及び交付していない。	1	
	17	運営	サービス担当者会議を開催し、計画案の内容について説明を行い、担当者から、専門的な見地からの意見を求めたことを確認できない。	1	
	18	運営	モニタリングに当たり、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに行っていない。	1	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	19	報酬	業務継続計画未策定減算について、基準に適合していない場合に、令和7年4月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで減算していない。	2	2
	20	報酬	虐待防止措置未実施減算について、基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合に減算をしていない。	2	2
	21	報酬	医療・保育・教育機関連携加算について、要件を満たしていない場合に算定している。	2	2
	22	報酬	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催していることが確認できない。	1	
	23	報酬	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）について、第15条第2項第13号（文書による同意）を満たしていない場合に算定している。	1	1
	24	報酬	機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。	1	
	25	報酬	機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催していない場合に算定している。	1	1
	26	報酬	機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）について、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。	1	
	27	報酬	サービス担当者会議実施加算について、指定継続サービス利用支援を行っていない場合に算定している。	1	1
	28	報酬	サービス担当者会議実施加算について、サービス担当者会議を開催したことを確認できない。	1	
	29	報酬	サービス提供時モニタリング加算について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
	30	報酬	ピアサポート体制加算について、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていない場合に算定している。	1	1
	31	報酬	遠隔地訪問加算について、要件を満たしていない場合に算定している。	1	1
児童発達支援 150件	1	人員	事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等）について、必要な数を配置していない。	6	
	2	人員	機能訓練担当職員等の数を含める場合において、児童指導員又は保育士が半数以上いない日が認められる。	1	
	3	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	15	
	4	運営	安全計画を策定していない。安全計画に従い必要な措置を講じていない。	14	
	5	運営	業務継続計画についての研修及び訓練を定期的実施していない。	9	
	6	運営	非常災害に関する具体的計画を事業所内に掲示していない。	9	
	7	運営	恒常的に利用定員を超えてサービスの提供を行っている。	8	
	8	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	5	
	9	運営	通所支援計画に必要な事項（計画時間等・サービスの具体的内容等）を記載していない。	5	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	10	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	4	
	11	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していない。（確認できない。）	4	
	12	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	13	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	3	
	14	運営	通所支援計画の変更を行っていない。	3	
	15	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。	2	
	16	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	2	
	17	運営	通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められないものの支払いを受領している。	2	
	18	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない。	2	
	19	運営	アセスメントに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。	2	
	20	運営	通所支援計画について、文書により同意を得た日がサービス提供開始日より遅れている。	2	
	21	運営	契約支給量の報告等について、市に報告していない。	1	
	22	運営	運営規程の変更を届け出していない。	1	
	23	運営	虐待の防止のための研修を定期的に実施していない。	1	
	24	運営	サービスを提供したことについて確認を受けていない。	1	
	25	運営	通所支援計画を作成していない。	1	
	26	運営	通所支援計画について、文書により同意を得ていない。	1	
	27	運営	通所支援計画について、担当者等を招集して行う会議（初回の会議）を開催していない。	1	
	28	運営	モニタリングに当たり、児童発達支援管理責任者が面接していない。	1	
	29	運営	通所支援計画の作成後、6月に1回以上のモニタリングを行っていない。	1	
	30	報酬	欠席時対応加算について、相談援助の記録がない。	5	5
	31	報酬	児童発達支援給付費について、利用する予定がなかった日に支援を提供する場合に「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない。	3	3
	32	報酬	通所支援計画等未作成減算について、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	3	3
	33	報酬	児童指導員等加配加算について、算定に必要となる従業者を配置していない。	3	3
	34	報酬	関係機関連携加算（Ⅰ）について、当該障害児に係る通所支援計画の作成又は見直しに関する会議ではない。	3	3
	35	報酬	児童発達支援給付費について、通所支援計画において支援の提供時間が定められていない場合に「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない。	2	2
	36	報酬	児童発達支援給付費について、通所支援計画に位置付けられた標準的な時間区分でなく、現に要した時間で算定している。	2	2

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項					
項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	37	報酬	専門的支援体制加算について、加算の要件を満たしていない。	2	2
	38	報酬	家族支援加算（Ⅰ）（１）について、相談援助を行っていない。（確認できない。）	2	1
	39	報酬	家族支援加算（Ⅰ）（１）について、相談内容の記録を行っていない。	1	1
	40	報酬	家族支援加算（Ⅰ）（２）について、相談援助を行ったことを確認できない。	1	1
	41	報酬	家族支援加算（Ⅰ）（３）について、テレビ電話装置等を活用し、相談援助を行ったことを確認できない。	1	1
	42	報酬	家族支援加算（Ⅰ）（３）について、テレビ電話装置等を活用し、相談援助中の様子が把握できる状況で相談援助を行っていない。	1	1
	43	報酬	家族支援加算（Ⅱ）（１）について、事業所において行っていない。	2	2
	44	報酬	関係機関連携加算（Ⅳ）について、加算に必要な要件を満たしていない。	2	2
	45	報酬	定員超過に該当する場合に、減算した単位数を算定していない。	1	1
	46	報酬	専門的支援実施加算について、専門的支援実施計画を作成していない。	1	1
	47	報酬	専門的支援実施加算について、サービスを行っていない場合に算定している。	1	1
	48	報酬	専門的支援実施加算について、記録を作成していない日に算定している。	1	1
	49	報酬	専門的支援実施加算について、1月の算定限度回数を超えて算定している。	1	1
	50	報酬	送迎加算について、送迎を行った記録がない。	1	
	51	報酬	送迎加算について、事業所等の所在する建物と同一の敷地内及び隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していない。	1	1
放課後等デイサービス 169件	1	人員	事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等）について、必要な数を配置していない。	6	
	2	運営	安全計画を策定していない。安全計画に従い必要な措置を講じていない。	17	
	3	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。（確認できない。）委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	12	
	4	運営	恒常的に利用定員を超えてサービスの提供を行っている。	9	
	5	運営	通所支援計画に必要な事項（計画時間等・サービスの具体的内容等）を記載していない。	9	
	6	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	7	
	7	運営	非常災害対策に対する具体的計画を事業所内に掲示していない。	7	
	8	運営	業務継続計画についての研修及び訓練を定期的の実施していない。	6	
	9	運営	利用定員を超えてサービスの提供を行っていることについて、やむを得ない事情があることを確認できない。	4	
	10	運営	事故が発生した場合に、市に報告していない。	4	
	11	運営	アセスメントに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。	4	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	12	運営	モニタリングに当たり、通所給付決定保護者及び障害児に面接したことを確認できない。面接できない特段の事情を確認できない。	4	
	13	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的 に実施していない。（確認できない。）	3	
	14	運営	通所支援計画について、文書により同意を得ていない。説明し、同意を得、 及び交付したことを確認できない。	3	
	15	運営	通所支援計画を作成していない。	3	
	16	運営	月ごとの勤務表を作成していない。	2	
	17	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を 掲示していない。	2	
	18	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	2	
	19	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。確認 できない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	
	20	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催してい ない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	
	21	運営	通所支援計画について、文書により同意を得た日がサービス提供開始日より 遅れている。	2	
	22	運営	運営規程の変更を届け出していない。	1	
	23	運営	運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に 資すると認められる重要事項を記した文書を交付、説明し、同意を得ていな い。	1	
	24	運営	非常災害対策に対する具体的計画を立て、事業所内に掲示していない。	1	
	25	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施していない。	1	
	26	運営	虐待の防止のための研修を定期的の実施していない。	1	
	27	運営	通所支援計画について、担当者等を招集して行う会議（初回の会議）を開催 していない。	1	
	28	報酬	放課後等デイサービス給付費について、通所支援計画において支援の提供時 間が定められていない場合に「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算 定していない。	7	7
	29	報酬	通所支援計画等未作成減算について、通所支援計画等の作成に係る業務が適 切に行われていない場合に、減算した単位数を算定していない。	7	7
	30	報酬	延長支援加算について、通所支援計画に位置付けていない。	6	4
	31	報酬	個別サポート加算（Ⅰ）について、強度行動障害支援者養成研修（基礎研 修）修了者がサービスを行っていない場合に加算している。	4	4
	32	報酬	欠席時対応加算について、相談援助等の内容を記録していない。	4	4
	33	報酬	児童指導員等加配加算について、算定に必要な従業者を配置していな い。	3	3
	34	報酬	延長支援加算について、サービスを行っていない場合に算定している。	3	3
	35	報酬	定員超過に該当する場合に、減算した単位数を算定していない。	2	2
	36	報酬	専門的支援体制加算について、加算の要件を満たしていない。	2	2
	37	報酬	延長支援加算について、実際に要した延長支援時間で算定していない。	2	2

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	38	報酬	児童発達支援給付費について、時間区分に誤りがある。	1	1
	39	報酬	児童発達支援給付費について、通所支援計画に位置付けられた標準的な時間区分でなく、現に要した時間で算定している。	1	1
	40	報酬	事業所に置くべき児童指導員及び保育士の員数を満たしていない場合に、減算した数を算定していない。	1	1
	41	報酬	個別サポート加算（Ⅱ）について、要保護児童又は要支援児童でない場合に算定している。	1	1
	42	報酬	家族支援加算（Ⅰ）について、相談援助を行ったことを確認できない。	1	
	43	報酬	家族支援加算（Ⅰ）（2）について、事業所において対面により行っていない。	1	1
	44	報酬	家族支援加算（Ⅱ）（2）について、他の就学児及びその家族等と合わせて行ったことを確認できない。	1	1
	45	報酬	専門的支援実施加算について、専門的支援実施計画を作成していない。	1	1
	46	報酬	専門的支援実施加算について、記録を作成していない日に算定している。	1	1
	47	報酬	専門的支援実施加算について、説明し、同意を得たことを確認できない。	1	
	48	報酬	子育てサポート加算について、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する相談援助等を行ったことを確認できない。	1	1
	49	報酬	関係機関連携加算について、通所給付決定保護者の同意を得ていない。	1	
	50	報酬	送迎加算について、サービスを行っていない場合に算定している。	1	1
	50	報酬	送迎加算について、サービスを行っていない場合に算定している。	1	1
保育所等訪問支援 31件	1	人員	管理者が、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務している。	1	
	2	運営	安全計画を策定していない。安全計画に従い必要な措置を講じていない。	6	
	3	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	6	
	4	運営	秘密保持等について、事業所の従業者又は従業者であった者が、利用者、その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。	3	
	5	運営	業務継続計画についての研修及び訓練を定期的実施していない。	3	
	6	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	
	7	運営	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	
	8	運営	運営規程の変更を届け出していない。	1	
	9	運営	平面図に変更があった旨を届け出していない。	1	
	10	運営	事業所の見やすい場所に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	1	
	11	運営	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。	1	
	12	運営	虐待の防止のための研修を定期的実施していない。	1	
	13	運営	身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	1	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項

項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	14	報酬	多職種連携支援加算について、多職種連携の複数人による訪問支援の必要性和支援内容を通所支援計画に明記し、保護者の同意を得たことを確認できない。	1	
	15	報酬	多職種連携支援加算について、異なる専門性を有する2人以上の訪問支援員でサービス提供を行っていない場合に算定している。	1	1
障害児相談支援 42件	1	人員	相談支援専門員の員数の標準を満たしていない。	2	
	2	運営	業務継続計画についての研修及び訓練を定期的の実施していない。	4	
	3	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。	4	
	4	運営	モニタリングに当たり、障害児の居宅を訪問していない。（確認できない。）	4	
	5	運営	業務継続計画を策定していない。	3	
	6	運営	虐待の防止のための研修を定期的の実施したことが確認できない。	3	
	7	運営	従事者の資質の向上のための研修の機会を確保していない。	2	
	8	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	2	
	9	運営	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	
	10	運営	モニタリングに当たり、障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに行っていない。	2	
	11	運営	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。委員会の結果について従業者に周知徹底を図っていない。	2	
	12	運営	事業所の所在地及び平面図について変更があった旨を届け出していない	1	
	13	運営	サービス担当者会議を開催し、計画案の内容について説明を行い、担当者から、専門的な見地からの意見を求めたことを確認できない。	1	
	14	報酬	虐待防止措置未実施減算について、基準に適合していない場合に、事実が生じた月の翌月から減算していない。	2	2
	15	報酬	業務継続計画未策定減算について、基準第20条の2第1項に規定する基準に適合していない場合に、令和7年4月から基準をみださない状況が解消されるに至った月までの間、利用者全員について所定単位数から減算していない。	2	2
	16	報酬	サービス提供時モニタリング加算について、要件を満たす支援を行っていない。	1	1
	17	報酬	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）及び機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）について、障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。	1	
	18	報酬	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）及び機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）について、障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。	1	
	19	報酬	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）及び機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）について、障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催していない。	1	1
	20	報酬	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）及び機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）について、障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催したことを確認できない。	1	

令和7年度 障害福祉サービスに対する文書指摘事項					
項 目	番 号	基準 区分	指 摘 事 項	指摘 件数	過誤 件数
	21	報酬	ピアサポート体制加算について、年1回以上の研修を行っていない。	1	1

合計 769 143